**平成２３年（フ）第４６号**
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高117―５階101号室、開始決定時の住所福島県会津若松市東年貢１丁目６番37号
破産者　関根　良雄
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第４８号**
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高117―５階101号室、開始決定時の住所福島県会津若松市東年貢１丁目６番37号
破産者　関根美佐子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第４３５号**
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町265番地29、破産手続開始決定時の住所群馬県藤岡市中大塚116番地
破産者　小林　徳治
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第１８７号**
相模原市中央区中央５丁目９番16号
破産者　親泊　　治
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６０２号**
静岡県熱海市上多賀461番地の１　山田アパート205、破産手続開始決定時の住所静岡県熱海市下多賀793番地の18
破産者　西田　幸夫
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第５６号**
静岡県三島市谷田・雪沢・173番地の53　加藤アパートＡ―101、前住所静岡県三島市幸原町１丁目10番47号
破産者　大川　親惠
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３７０号**
愛知県瀬戸市白山町１丁目66番地の16　藤和シティコープ菱野西Ⅱ606
破産者　伊藤　　寛
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７９０号**
名古屋市昭和区白金３丁目４番27号　アメニティ白金602号
破産者　髙塚　典男
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０８９号**
名古屋市中川区上流町１丁目35番地の１　シティファミリー上流301号、開始決定時の住所名古屋市中川区八熊通６丁目49番地の１ファミリアーレ八熊通901号
破産者　白川　善則
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６１５号**
名古屋市中村区中村町５丁目34番地
破産者　加藤　丈雄
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２１８号**
神戸市中央区宮本通３丁目１番35号マイクン宮本302
破産者　柏木　幸也
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９４９号**
兵庫県加西市西笠原町49番地の２
破産者　大西　俊昭
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９５２号**
兵庫県三木市志染町青山３丁目12番地の３
破産者　新森　　仁
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４０号**
群馬県館林市大谷町1025番地の12
破産者　本澤　久雄
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第２３２号**
愛知県豊橋市旭町字旭297番地１、開始決定時の住所愛知県豊橋市東脇３丁目19番地７401
破産者　山田　義夫
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第１１７号**
熊本県八代市大村町746番地２
破産者　高橋　義男
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部